

## NI+C機械のご購入条件

表記の機械のご購入条件は以下のとおりです。

なお、IBM製以外の機械に対する一切の保証は第4条第4項の規定が適用されます。

### 第1条 機械の据付および引渡し

1.日本情報通信株式会社(以下「NI+C」といいます。)は表記の機械について、お客様に納品するものとします。

2.IBM製以外の機械(以下「他社製機械」という。)製品、およびIBM製機械のうち「カスタマー・セット・アップ」(以下、「CSU」といいます。)と別途指定された製品を除き、機械据付けは日本情報通信株式会社(以下「NI+C」といいます。)が行います。お客様は、NI+C所定の適切な据付環境をご用意下さい。機構または型式変更の据付において据付られる機械がお客様以外の所有に属する場合には、お客様は事前にこの機械の所有者の承諾を得て下さい。

3.各機械の引渡し条件は次の定めのとおりとし、各機械の引渡日は、検収期間の終了日となります。

1)他社製品およびCSU製品:出荷日の翌日から10日間を検収期間とし、お客様は、この検収期間中に機械の据付と検収を行います。

2)前号以外の製品:NI+Cによる機械の据付完了日の翌日から10日間を検収期間とし、お客様は、検収期間中に検収を行います。ただし、出荷日から45日経過した場合、据付け完了の有無に関わらず45日目を以て引渡日となります。

### 第2条 支払条件

1.ご契約金額には消費税が別途加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。

2.お客様は請求書に基づき、表記条件に従い銀行振込の方法によって支払うものとします。尚、その振込手数料はお客様にて負担いただきます。

3.前項に定める支払期日が経過してもお客様の支払いが行われなかった場合、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利 14.5 パーセントの割合による支払遅延利息をNI+Cに支払うものとします。

### 第3条 危険負担および所有権

1.各機械の所有権は、売買代金および諸費用が完済された時に、お客様に移転します。

2.各機械の引渡日の前に生じた契約物品の滅失、毀損、変質その他の一切の損害は全てNI+Cの負担とします。ただし、お客様の故意または過失によるときはこの限りでないものとします。機械の引渡日後に生じた機械の滅失破損についてはお客様が負担します。

### 第4条 保証

1.保証期間は、製品添付の保証書または表記のとおりとし、引渡日から開始します。

2.本条は、機械についての保証のすべてを規定したもので、法律上の契約不適合(瑕疵担保責任)、商品性の保証および特定目的適合性の保証を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

#### 3.【IBM製機械に対する保証】

(1) NI+Cは、機械が保証期間中に、NI+C所定の仕様どおり良好に稼動することを保証します。機械が、保証期間中に良好な稼動状態でなくなった場合には、NI+Cは、その判断により機械を修理または他の機械と交換します。NI+Cは、機械に対し、適切であると判断した技術的変更を実施します。

(2) お客様は、保証サービスを要求される場合、プログラム、データおよび取り外し可能な記録媒体、ならびにNI+Cまたは製造者が据付けていない全ての部品等、付加物または変更物を機械から取り外して下さい。この保証は、本項第3号に定める場合を除き無償で提供されます。修理のための交換部品または機械は、良好に稼動する部品または機械とし、交換された旧部品または機械はNI+Cの所有となります。なお、お客様は、取り外された部品が製造者純正部品で変更していない

こと、および、お客様は取り外される部品に取り外しを妨げる担保等の法的な制約がないことを保証します。

(3) 保証サービスには次のサービスは含まれません。

① 事故、災害、機械の移動、誤用、改造付加、データ処理目的以外の使用、NI+C所定の設備条件に合致しない稼動環境、NI+C以外の者により提供されたサービスまたは変更、消耗品等NI+C以外の責に帰すべき事由により生じた機械の損壊、ハードIDラベルが変更もしくは取り外された機器の修復または増加したサービス。

② アクセサリー、サプライ品目、フレーム、カバーおよび電池等の特定部品に対するサービス。

(4) お客様が保証サービスを要求される場合、次の必要な措置をとって頂きます。

① NI+C所定の問題判別、問題分析およびサービス要求手順書に従うこと。

② 機械設置場所を変更された場合、それを NI+Cに通知すること。

(5) 機械の一部の部品はカスタマー交換可能ユニット(Customer Replaceable Unit:以下「CRU」といいます。)として指定され、これにはキーボード、メモリー、ハードディスクなどが含まれます。NI+CはCRUをお客様ご自身で交換して頂くために提供します。お客様は、交換用のCRUを受領してから30日以内にNI+Cに対してすべての故障したCRUを返却して頂くものとします。

(6) 「IBM保証書」記載の条件が本項に定める条件よりもお客様に有利なものについては「IBM保証書」記載の条件が適用されます。

#### 4.【IBM製以外の機械に対する保証】

IBM製以外の機械には製造者または供給元の保証のみが適用されます。NI+CはIBM製以外の機械に対し、第三者の知的財産権の侵害、ならびに、法律上の契約不適合責任(瑕疵担保責任)を含むいかなる責任も負いません。

#### 第5条 特許権、著作権侵害に関する損害賠償責任

1.機械が第三者の特許権(実用新案権および意匠権を含みます。以下同じ。)または著作権を侵害するものとして第三者から請求がなされた場合、NI+Cはお客様が、1)書面で速やかに請求の事実および内容をNI+Cに通知し、2)NI+Cにその防御および関連する和解交渉権限を与え、かつ、協力する場合に限り、NI+Cの費用でお客様を防御し、かつ裁判で確定した損害賠償額および費用(弁護士費用を含みます。)を負担します。

2.第三者から請求があった場合またはそのおそれがあるとNI+Cが判断した場合にはNI+Cは、1)お客様が機械を継続使用できる権利を取得するか、2)機械を変更する、または3)機能的に同等なものとの交換するか、のいずれかを選択できます。ただし、NI+Cがいずれの方法もとれないと判断したときは、NI+Cの書面による要請に応じ、お客様はNI+Cに機械を返却し、NI+Cは機械に関し、NI+C所定の減価償却後の金額を返還します。

3.本条に基づくNI+Cの責任は、次の各号のいずれかに該当する場合を除きます。

(1) お客様が機械に組み込んだものに起因する場合。

(2) お客様が機械を変更した場合。

(3) NI+Cが提供した機械を、NI+Cがシステムとして提供していない機械またはプログラムと共に結合、操作、もしくは使用した場合。または、NI+Cが提供した機械を、NI+C以外の者が提供した製品、データ、もしくは機器と共に結合、操作、もしくは使用した場合。

(4) 他社製機械のみに起因して侵害が生じた場合。(NI+Cがシステムとして提供した機械またはプログラムとの結合に起因する侵害を除きます。)

4.本条は侵害請求に関するNI+Cの責任の全てを規定したものです。

#### 第6条 責任の制限

NI+Cの責任は、請求原因に関わらず、いかなる場合にも、NI+Cの責に帰することのできない事由から生じた損害、逸失利益、データ、プログラム等無体物の損害、第三者からの損害賠償請求に基づく損害(前条の場合を除きます。)および現金等を取り扱う機械に関して生じた現金等の喪失・毀損については責任を負わないものとし、損害賠償の総額はお客様の損害の直接原因となった機械の契約金額を超えないものとします。

#### 第7条 ライセンス内部コード

- 1.本条は、NI+Cがライセンス内部コード(Licensed Internal Code。以下「コード」といいます。)対象機械と指定した機械(以下「対象機械」といいます。)に適用されます。「コード」の著作権は製造者、その直接もしくは間接の子会社または「コード」の供給元に属します。「コード」のすべての複製物は製造者または「コード」の供給元の所有に属します。
- 2.お客様が、「対象機械」の正当な占有者である場合にのみ、「コード」の権利者はお客様に対し「コード」(またはNI+Cが提供する代替の「コード」)を機械番号により指定された「対象機械」と共に使用するのためのみの使用权を許諾します。「コード」の権利者は、一時点で一人の正当な占有者に限り使用权を許諾します。
- 3.お客様の使用权の範囲は次の事項に限定されます。
  - (1)「対象機械」をNI+C所定の仕様書に従って作動させるために「コード」を実行すること。
  - (2) NI+Cにより予備用または保管用の「コード」が提供されない場合、お客様が自らこれを一部複製すること。この場合、お客様は「コード」の複製物に所定の著作権表示その他の表示を必ず表示して下さい。複製された「コード」は必要な場合、「対象機械」中の原本と置き換えるためにのみ使用することができます。
  - (3)「対象機械」を保守するために必要な限度で「コード」を実行または表示すること。
- 4.お客様は、必要な場合、代替の「コード」または追加の「コード」をNI+Cの手續に従い、直接NI+Cより入手します。この場合、お客様はそれらの「コード」を本契約に基づいて使用します。
- 5.お客様は、「対象機械」と共に移転する場合に限り、「コード」を第三者に移転できます。この場合、
  - ①お客様はNI+Cが提供したものでない「コード」の複製物をすべて破毀し、②NI+Cが提供した「コード」の複製物をその第三者にすべて移転するか、もしくは破毀し、さらに③この条項の使用条件をその第三者に提示して下さい。この第三者が本条の使用条件に同意した場合(「コード」の使用をもってこの第三者に同意があったものとします。)に限り本条の使用条件に基づき「コード」の権利者は第三者に使用权を許諾します。本条は、お客様がNI+C以外の第三者より入手した「コード」にも適用されます。お客様が、「対象機械」の正当な占有者でなくなった時点で、お客様の使用权は消滅します。
- 6.お客様は、上記に定める方法でのみ「コード」を使用し、次のことを含めて、その他の方法での使用はできません。
  - (1)NI+C所定の仕様書または書面により認める場合を除き、「コード」を複製、表示、移転、改変、修正、または電子的もしくはその他の方法で配布もしくは送信すること。
  - (2)「コード」を逆アセンブル、逆コンパイル、またはその他の方法により解読もしくは翻訳すること。
  - (3)「コード」について使用权の再許諾または譲渡すること。 4)「コード」またはその複製物を賃貸すること。

#### 第8条 機密情報

- 1.本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、①機密と明記のうえ開示した情報、②口頭で機密と告げただけで開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
- 2.受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社または「関連会社」の従業員以外には、開示または使用させないものとします。
- 3.本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかげる情報には適用されません。
  - (1)機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2)独自に開発した情報
  - (3)第三者から正当に入手した情報
  - (4)受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 4.受領当事者は、本契約が終了したときまたは開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還または破棄するものとします。

5.「関連会社」とは、次の各号にかかげるものをいいます。

(1)お客様またはNI+Cの議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している法人その他の団体

(2)前号所定の団体が、議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している団体

#### 第9条 解除等

1.お客様またはNI+Cは、相手方に次のいずれかに該当する理由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。

(1)相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき

(2)相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認めたとき

(3)相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき

(4)相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき

(5)相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき

(6)相手方に信用不安が発生したとき、財産状態が悪化したとき、またはその他契約の維持が困難であると認められる相当の事由があるとき

2.前項のいずれかに該当したときは、解除された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

#### 第10条 反社会的勢力の排除

1.お客様およびNI+Cは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1)自らまたは自らの役員等(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。)であること

(2)自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること

(3)自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること

(4)自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5)本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること

2.お客様およびNI+Cは、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1)第1項に違反したとき

(2)自らまたは第三者をして、相手方に対する①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫の言辞または暴力的行為、また、④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為、をしたとき

3.NI+Cは、本契約によりNI+Cが受託した業務の一部を第三者に再委託する契約(以下、「再委託契約」という。)の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判

明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければなりません。

4.お客様は、NI+Cが前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

5.お客様およびNI+Cは、第2項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

6. 別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

#### 第11条 その他

1.本条に基づく機械の据付および保証サービスは、日本国内のNI+C所定のサービス地域内において提供されます。

お客様は、NI+Cが所定のサービスのため適時かつ安全に作業を行うことが出来るようにします。

NI+Cは、本契約のサービスをNI+Cが指定する第三者により提供することがあります。

2. 機械には機械に付帯した保証のみが適用されます。NI+Cは機械に対し、法律上の契約不適合責任(瑕疵担保責任)を含むいかなる責任も負いません。

3.プログラムが機械に初期導入される場合または機械に同梱されている場合、プログラムは売買の対象ではありません。お客様は、プログラムを機械に同梱の所定の「プログラムのご使用条件」またはプログラム提供者の契約条件に従ってご使用下さい。ただし、プログラムについて別途使用契約書が締結された場合は、それに従います。NI+Cは書面で明示する場合を除き、他社製品プログラムの内容、品質についていかなる責任も負いません。

4.本契約に保守パッケージ製品が含まれる場合、お客様と各メーカーまたはサービス提供元との間において別途直接契約が締結されるものとし、各メーカーまたはサービス提供元が指定する条件に従ってサービスが提供されます。NI+Cは保守パッケージ製品について一切の責任を負わないものとします。なお、保守パッケージ製品にはお客様による申込(登録)手続きが別途必要な場合があります。お客様による申込(登録)手続きが行われない場合、お客様はサービスの提供を受けられなくなる場合があることについてあらかじめ承諾するものとします。なお、サービスの提供を受けられない場合においても、保守パッケージ製品の料金は返還されません。

5.本契約における売買対象の機械は、お客様が自己のデータ処理の目的で購入するものとし、NI+Cの事前同意がある場合を除き、転売目的とした購入はできません。

6.お客様が機械を本契約に代わり、リース会社とのリース契約に基づき使用する場合には、リース会社とNI+Cとの契約が正式に締結されること停止条件として、当該機械に関する本契約は解除されます。この場合であっても、本契約の定めは機械に関する諸条件として、第2条および第3条の定めを除き、解除以後も存続して適用されるものとします。なお、本項の定めは、お客様とリース会社とのリース契約が解除された場合は適用されないものとし、本契約が引き続き有効に存続するものとします。

7.本契約で提供される機械は、新部品のみ、または、新部品と再生部品の組み合わせにより製造されています。

8.NI+Cは、本契約別紙で取り外される部品がNI+Cの所有となる機構および型式変更(以下合わせて「RPMES」といいます。)と表示した場合、その「RPMES」を機械番号で指定した機械に対してのみ提供します。

お客様は「RPMES」を取り付ける際に取り外した部品をNI+Cに返却してください。機械がお客様以外の所有に属する場合には、お客様は、機械の所有者または担保者等から「RPMES」を据付けること、および取り外される部品の所有権がNI+Cに移転し返却することについて承諾を得てください。また、お客様は取り外された部品が製造者純正部品で変更していないこと、かつ、良好に稼動することを保証します。交換で提供される部品は、取り外される部分に対するNI+Cの保証または保守契約を引き継ぎます。

9.お客様は機械を輸出する場合、日本国政府および米国政府の必要な許認可を得るものとします。

- 10.お客様は、NI+Cの書面による事前の同意がない限り、本契約に基づく契約上の地位および権利義務を譲渡もしくは移転することはできないものとします。
- 11.金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエピデミック・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。
- 12.本契約に関して疑義が生じた場合、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
- 13.本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合は、時効により消滅します。
- 14.本契約について当事者間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。
- 15.本契約が解約または終了した場合であっても、第4条「保証」、第5条「特許権、著作権侵害に関する損害賠償責任」、第6条「責任の制限」、第10条「反社会的勢力の排除」第11条8項「輸出許可」、第11条9項「権利義務の譲渡」、第11条13項「紛争の解決」は有効に存続します。
- 16.本契約の解釈は日本国法に準拠します。

補足説明:注文書および注文請書記載分の説明

・「保証サービスの種類」欄の表示は、次のサービスを意味します。

- (1)ICS(セントバック):NI+C集配によるサービス・センターでの修理または取替(サービス提供時間は製造者修理受付センター所定の営業時間)
- (2)IOS(オンサイト):機械設置場所でのNI+Cによる修理または取替(サービス提供時間は週7日、1日当たり24時間。修理または取替の何れかはNI+Cが選択しサービスを提供します。)
- (3)CSU:機械設置場所でのお客様による取替

・「注」欄の番号は、それぞれ次のことを意味します。

- (1)「カスタマー・セット・アップ」が適用される機械
- (2)「RPMEs」(Returned Parts MES)となる型式変更または機構
- (3)ライセンス内部コード「対象機械」(「コード」は、「対象機械」について、NI+C所定の仕様書により定められた記憶容量、プロセッサのウエイ数など仕様上の資源量の範囲内においてのみ使用できるものとします。なお、「対象機械」の型式変更等の場合、新たな機器の追加取り外しに代え、NI+Cによる「コード」の変更のみにより対応することがあります。)
- (4)アクセサリまたは装置構成部、5.取り外されてNI+Cの所有となる機構

(2023.04.15) A01-01-5